

税務課からのお知らせ



令和6年 確定申告日程表

- 早期受付期間 2月6日(火)から14日(水)(会場:南阿蘇村役場1階ロビー)
(早期受付は、収入が年金のみの人、または年金以外の収入がある75歳以上の人を対象とします。)
- 確定申告期間 2月16日(金)から3月15日(金)
- 確定申告会場 南阿蘇村役場2階 大会議室
- 申告受付時間 午前8時45分～11時30分/午後1時～4時

所得税(村民税・国民健康保険税)にかかる令和5年分の収入などの申告を、以下の日程で受け付けます。
※土・日・祝日の閉庁日は、申告を受け付けていません。

2月

1	木	
2	金	◇早期受付の申告も受付時間は同じです。
3	土	◇通常の住民税申告(確定申告)は16日(金)から始まります。
4	日	
5	月	
6	火	早期受付申告 久木野地区
7	水	// 久木野地区
8	木	早期受付申告 白水地区
9	金	// 白水地区
10	土	
11	日	建国記念の日
12	月	振替休日
13	火	早期受付申告 長陽地区
14	水	// 長陽地区
15	木	※申告は受け付けません
16	金	第5駐在区・第6駐在区
17	土	
18	日	
19	月	第8駐在区
20	火	第2駐在区・第7駐在区
21	水	第3駐在区・第9駐在区
22	木	第4駐在区
23	金	天皇誕生日
24	土	
25	日	
26	月	第1駐在区・中松3
27	火	両併1・白川東
28	水	中松1・吉田2
29	木	中松2・両併3

3月

1	金	白川西・吉田1
2	土	
3	日	
4	月	両併2・一関1
5	火	一関2・吉田3
6	水	立野・立野駅
7	木	黒川・新所・加勢
8	金	東下田・袴野・赤瀬
9	土	
10	日	
11	月	喜多・乙ヶ瀬
12	火	下田・栃木
13	水	下野・沢津野
14	木	長野・川後田
15	金	予備日

★申告受付期間は3月15日(金)までです。

- ※次の人も住民税申告が必要です。
- ①事業専従者や、配偶者控除・扶養控除の対象者で、所得証明書などが必要な人
 - ②遺族年金、障害年金を受給している人
 - ③昨年一年間に収入がない人
- (注)住民税申告が未申告の場合、所得証明書などの公的証明が発行されないばかりか、国保税など住民税の申告内容を基に算定する行政サービスの負担額が上がってしまうこともあります。

お願い

- ①新型コロナウイルス感染防止対策として、庁舎入口にて体温測定をおこないますが、発熱や咳などのかぜ症状がある場合、当日の申告はお断りさせていただきます。
- ②申告当日の受付後は、申告の順番がくるまで、原則、自家用車内や控室での待機をお願いします。順番になりましたら電話などでお知らせしますので、申告会場にお越しください。

南九州税理士会 (阿蘇支部) の申告相談会

次のとおり申告相談会が開催されますので、ご利用ください。

■南九州税理士会 (阿蘇支部) による申告相談日

日 時	2月20日(火)、26日(月)、29日(木) 相談受付時間 午前9時～11時30分/午後1時～4時
場 所	南阿蘇村役場2階 小会議室
内 容	各種税務申告に関する相談
必要書類 (相談会共通)	・令和5年分の所得額や所得控除額が分かるもの(給与所得者の人は源泉徴収票) ・マイナンバー確認書類 ・本人確認証(運転免許証や保険証など)

■お知らせ

前年度から阿蘇税務署による「住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)申告書作成会(初年度控除摘要の人が対象)」は、実施されなくなりました。今年、初めて住宅借入金等特別控除を申告する人は、以下の必要書類を揃えて、確定申告期間中に阿蘇税務署または役場申告会場にて申告を受け付けます。上記の税理士による申告相談会もご利用ください。

必要書類	・年末残高証明書(金融機関発行) ・登記事項証明書(法務局発行) ・工事請負契約書 ・売買契約書 ・利子助成金などあれば、その金額が分かる書類など
------	--

所得税および消費税の確定申告をされる人へ

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税などの確定申告書を作成することができます。

マイナンバーカードを利用すれば、ご自宅から確定申告書をe-Taxで送信することができます。

特に、スマホを利用すれば、給与所得の源泉徴収票の記載内容をカメラで読み取ることができるほか、青色申告決算書や収支内訳書も作成することができ、申告書の控えもスマホに保存することができます。

ぜひ、所得税などの確定申告については、マイナンバーカードを利用して、ご自宅からスマホでのe-Taxをご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能(AI)を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

◇パソコン、スマホおよび専用ダイヤルについて

パソコンおよびスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

国税相談専用ダイヤル：0570(00)5901

※ナビダイヤル

※「確定申告書等作成コーナー」はこちらから



なお、税務署での申告相談などについては、事前予約制となっておりますが、2月16日(金)～3月15日(金)(土・日曜日および祝日を除く。)の相談については、オンラインによる事前予約も可能です。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 Tel.0967(22)0551 ※自動音声案内

固定資産税は、事業用資産(償却資産)にもかかります

固定資産税は、土地や建物のほか、事業で使用する構築物や機械、備品などの資産についても課税されます。そのため、償却資産を所有している人は、地方税法に基づき毎年1月1日現在の所有状況を資産の所在する市町村に申告しなければなりません。法人や自営業の人も申告の対象となります。

1月31日(水)までに申告書の提出をお願いいたします。

課税対象

- ①事業に利用することができる、土地および家屋以外の資産
- ②鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費として算入できるもの
- ④自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと

申告が必要な償却資産

資産の種類		主な償却資産の内容
1	構築物	舗装路面、広告塔、門、塀、ビニールハウスなど
	建物	プレハブなどの建物で基礎がないものなど
	建物附属設備	受変電設備、発電機設備、給排水施設など
2	機械および装置	農業用機械、太陽光発電機器など
3	船舶	モーターボート、作業船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両および運搬具	大型特殊自動車など(自動車税・軽自動車税が課税されるものは対象外)
6	工具・器具備品	机、椅子、パソコン、レジスター、各種工具など

農業

ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、農薬散布用ヘリコプター、その他農業用機械など ※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車は対象外

飲食業

借用店舗の内装、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオンサインなど

太陽光発電設備

家屋の屋根や遊休地などに設置された事業用の太陽光発電設備は、償却資産の申告対象となります。

設置者	全量・余剰売電(10kW以上)	余剰売電(10kW未満)
個人(住宅用)	事業用資産となり 申告対象	住宅用設備となり 申告対象外
個人(事業用)・法人	事業用資産となり 申告対象	

申告書の送付

前年度に申告した人には、12月中に申告書を送付します。なお、償却資産の増加・減少がない人も申告が必要です。

また、新たに申告が必要となる人で、申告書をお持ちでない人はご連絡いただければ様式を送付いたします。

※申告書様式などは、HPに掲載しており、ダウンロードもできますのでご確認ください。



申告書の提出期限・提出先

【提出期限】 1月31日(水)

【提出先】 税務課課税係(固定資産担当)

【問い合わせ】 税務課 課税係 TEL0967(67)2703

令和6年1月1日から 産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます

対象となる人・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者の人が対象です。
※妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産予定月	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の人							
多胎の人							

※産前産後期間相当分の所得割と均等割が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。
※多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。

- 令和5年度に出産された人においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額され、払いすぎた保険税がある場合は還付されます。



届出に必要な書類

- ①届書 ②母子健康手帳など

届出先

役場 健康推進課(医療保険係) TEL0967(67)2704

免税事業者からインボイス発行事業者になられた人へ

令和5年分は免税事業者だった人が、令和5年中にインボイス発行事業者の登録をされた場合、登録日以降の申告が必要となりますので、次の二次元コードを参照されて消費税の確定申告の提出(4月1日(月)期限)を阿蘇税務署にお願いします。



国税庁HP

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 TEL0967(22)0551 ※自動音声案内